見逃せない情報がココに

Please Check

見落としがちだけど重要な「募集」「お知らせ」などの「情報」が満載
このページも見落とさないで、要チェック!

■平戸市役所 ☎22-4111 ■生月支所 ☎53-2111 ■田平支所 ☎57-1111 ■大島支所 ☎55-2511

平成29年度平戸市美術展覧会作品募集

市民の皆さんの絵画・デザイン・工芸・写真・書などの作品を募集します。入賞者は11月3日(祝・金)平戸文化センターで表彰式を行ないます。

募集期間
10月4日(水)～6日(金)

募集方法
文化交流課、平戸未来創造館、中部公民館、南部公民館、生月町島の館、田平町公民館、大島村公民館に詳しい募集要項を置いています。

問 文化交流課文化遺産班 ☎内線2279

募集

「夜の図書館お泊り会」の参加者を募集します

閉館後の夜の平戸図書館で、好きなだけ本を読んだり、たくさんの本に囲まれて眠る体験をしませんか。

○**とき** 8月19日(土)午後8時～翌朝午前8時
○**ところ** 平戸図書館
○**募集人数** 平戸市内に住所を有する親子限定10組(大人のみ参加も可・子どものみは不可)
○**参加料** 無料(1組につき朝食用の米を1合ご持参ください)
○**注意事項** ベッドや布団はありません。簡易マットを準備します。お風呂、夕食を済ませてからご参加ください。
○**募集期限** 8月12日(土)
○**申込方法** 平戸図書館カウンターまたは、お電話でお申し込みください。
◎**問** 平戸図書館(☎22-4017)

ファミリーサポートセンター提供会員を募集します

ファミリーサポートセンターとは、子育てをお手伝いしたい人(提供会員)と子育てのお手伝いをしてほしい人が会員となって、助け合う会員組織です。

○**募集内容** ファミリーサポートセンター提供会員
○**対象者** 市内在住で心身ともに健康な人
○**募集期限** 8月25日(金)
○**申込方法** 平戸市社会福祉協議会にお申し込みください。(TEL22-2180)
◎**問** 福祉課子育て支援班(☎内線2572)

「バラの育て方講習会」の参加者を募集します

「バラの育て方講習会」を開催します。興味のある人は、どなたでも参加できますので、ぜひお申し込みください。

○**とき** 8月26日(土)午前10時～午前11時30分
○**ところ** 崎方公園(按針塚)

お知らせ

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

児童扶養手当とは

母子・父子家庭などで、次のいずれかに該当する18歳までの児童(一定の障がいがある場合は、20歳未満の児童)を監護している父または母、もしくは児童を養育している人に支給されます。

○**対象となる児童**
①父母が離婚した児童
②父または母が死亡した児童
③父または母が重度の障がい状態にある児童
④父または母の生死が明らかでない児童
⑤父または母が一年以上家出してから、連絡がなく、保護されていない児童
⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
⑦父または母が一年以上留置場に、身体を拘束されている児童
⑧婚姻によらないで生まれた児童

○**手当額(月額)**
▼全部支給 4万2,290円～9,980円
▼一部支給 9,990円～4万2,280円

○**支給対象となる児童が2人以上いる場合の加算額**
▼2人目
●全部支給 5,990円～9,980円
●一部支給 3,000円～5,980円
▼3人目以降
●全部支給 5,990円～9,980円
●一部支給 3,000円～5,980円

○**支給月** 申請のあった翌月分から、毎年4月・8月・12月に、その前月分までが支給されます。

特別児童扶養手当とは

精神や身体に障がいがある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

※対象児童が、障がいを事由とする公的年金給付を受けている時や、児童福祉施設などに入所している時は、手当を受けられませんので、事前にお問い合わせください。

○**手当額(月額)**
▼障がい程度1級 5万1,450円
▼障がい程度2級 3万4,270円

○**支給月** 申請のあった翌月分から、毎年4月・8月・11月に、その前月分までが支給されます。(11月については、当月分まで)

児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届について

児童扶養手当や、特別児童扶養手当を受給している人や受給資格のある人は「現況届」「所得状況届」の提出が必要です。8月31日(木)までに提出してください。

なお、提出がない場合には、8月分以降の手当が支給されなくなります。

◎**問** 福祉課子育て支援班(☎内線2574)

婚活のプロによる「個別婚活相談会」を開催します

市では、市内独身者を対象とした婚活イベントや、定期的な相談会を実施しています。

○**とき** 8月27日(日)午前11時～午後5時
○**ところ** 未来創造館2階会議室B
○**対象者** 市内在住の20歳以上の独身男女、またはその親(親子での参加も可)
○**相談料** 無料
○**受付窓口** 婚活サポートシンパシー
TEL0120-176-176
※電話にて申し込んでください。
◎**問** 地域協働課定住推進班(☎内線2354)

○**講師** 佐世保バラ会有志一同
○**主催** 佐世保バラ会
○**申込方法** 電話で文化交流課へ申し込んでください。
◎**問** 文化交流課交流推進班(☎内線2269)

婚礼予約 受付中
Seaside Wedding
HIRADO KAIJYO HOTEL
平戸海上ホテル
〒859-5102 長崎県平戸市大久保町2231-3
ご予約・お問合せ TEL／0950-22-3800 http://hiradokaijyohotel.co.jp

快適な生活環境のお手伝い
有限会社 鶴丸設備
営業種目
給排水設備工事 浄化槽設備工事
浄化槽維持管理 浄化槽清掃
どんな小さな事でもお気軽にご相談ください。
TEL.0950-23-3629 FAX.0950-23-3921
平戸市大久保町1732番地4

平戸推薦 ふるさとの味
ひらどロマン

平戸市森林組合 平戸市宝亀町91-1 TEL 28-0300
(有)井元産業しいたけ生産部 平戸市戸石川町7-1 TEL 22-3104
平戸しいたけ生産組合 平戸市戸石川町7-2 TEL 23-8161

お知らせ

「県民祈りの日」に黙とうを

長崎県では、原爆被爆者のご冥福をお祈りし、平和への誓いを新たにするために毎年8月9日を「県民祈りの日」に定めています。

原爆投下時刻の午前11時2分にはそれぞれの家庭、学校、職場においてサイレンや鐘に合わせて1分間の黙とうにご協力をお願いします。

◎**問** **福祉課総務班**（☎内線2562）

第10回特別弔慰金の支給について

戦後70周年に当たり、改めて、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国は遺族に対し一層の弔慰を表するために特別弔慰金を支給しています。

○**支給対象者** 戦没者などの死亡当時の遺族で、平成27年4月1日（基準日）までに、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受け取る人（戦没者の妻や父母など）がいない場合に、次の順番で順位が先になるご遺族一人に支給されます。

①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者の子（戦没者などの死亡当時の胎児も含みます）

③戦没者などの父母・孫・祖父母・兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時生計関係があったかどうかにより、順番が入れ替わります。

④戦没者などの三親等内親族（甥・姪など）

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった人に限ります。

○**支給内容** 第10回特別弔慰金国庫債券い号額面25万円（5年償還）

○**請求期限** 平成30年4月2日（月）まで

※請求期限を過ぎてしまうと、時効により請求権が失われてしまいますので請求をされていない遺族の人はご注意ください。

◎**問** **福祉課総務班**（☎内線2562）

「就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験」を実施します

本試験は、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために、国が行う試験です。

合格した人には、高等学校の入学資格が与えられるものです。

○**とき** 10月26日（木）午前10時～午後3時40分

○**ところ** 長崎県庁新別館（長崎市）

○**出願期限** 9月8日（金）

※詳しい試験内容については、実施要項に沿って実施されますので、学校教育課指導班までお問い合わせください。

◎**問** **学校教育課指導班**（☎内線2613）

農地中間管理制度の活用について

農地中間管理制度は、市が委託先窓口となり農地所有者と耕作者の間に立って貸借の橋渡しをする制度です。

①農地所有者は市へ農地の貸付申出をすると、耕作者（借受申出者）へ農地情報が提供されます。

②耕作者は市へ借受申出をすると、貸付希望の農地情報を受け取ることができます。

③耕作者は借受したい農地があれば貸借の手続きができます。

農地中間管理マッチング会

○**とき** 8月14日（月）午前9時～午後5時

○**ところ** 市役所本庁3階会議室

◎**問** **農林課農山村対策班**（☎内線2258）

国民年金保険料の追納制度について

国民年金保険料の免除（全額・一部・法定）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある人は、保険料を全額納めた人と比べて老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る年金額を増額するために、免除などの期間の保険料については、10年以内であれば、さかのぼって納める（追納）ことができます。ただし、3年度目以降の期間の追納の場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

なお、追納制度を利用するには、追納申込書の提出が必要です。

◎**問** **佐世保年金事務所**（☎0956-34-1189）

大島村夏祭り花火大会のチャーター船について

第31回大島村夏祭り花火大会開催に伴いチャーター船を運航します。

○**時　刻** 8月12日（土）

▼行き（平戸→大島）午後6時30分平戸桟橋発

▼帰り（大島→平戸）午後9時ごろ的山港発

○**料　金**（往復・片道ともに）

▼中学生以上　2千円

▼小学生　千円

▼乳幼児　無料

◎**問** **大島支所地域振興課**（☎内線6123）

マナーあるペットの飼い方をしましょう

最近、犬や猫の放し飼い、散歩中のフンが片付けられていないという苦情が寄せられています。

ペットの飼主の皆さんは、周囲に迷惑や危害を及ぼさないよう心配りとしつけをお願いします。

①犬の放し飼いは条例で禁止されています。周りの人に迷惑をかけないよう敷地内でつなぐか、柵内などで飼ってください。

②フンの始末は他人を不快にさせます。飼主がきちんと始末をしてください。

③飼い犬は、年一回の狂犬病予防注射行うことが、規則で定められています。また、死亡したときや、飼主などが変わった場合は、市役所に届けてください。

④野良犬・猫の増加に繋がるので、飼っている犬や猫以外にはエサをやらないでください。

※良識のある行動や正しいマナーのもと、人と動物との調和ある地域づくりにご協力ください。

◎**問** **市民課生活環境班**（☎内線2529）

「子どもの人権・女性の悩みごと」特設人権相談所の開設について

長崎地方法務局平戸支局では、いじめなど、子どもの人権問題や心配ごと、女性の悩みごとなどの相談に応じます。お気軽にご相談ください。

○**とき** 8月20日（日）午前10時～午後3時

○**ところ** 未来創造館会議室A

◎**問** **長崎地方法務局平戸支局**（☎22-2263）

みんなで守ろう花火のルール

夏を迎え、家族そろって花火を楽しむ季節がやってきました。

しかし、花火は取り扱いを誤ると、火災やけがなどの事故につながりかねません。

例年、各地で花火による火災や事故が報告されていますので、次のことに十分注意しましょう。

○**注意事項**

▼必ず注意書きを読む

▼花火をするときは大人が付き添う

▼安全な場所で花火をする

▼たくさんの花火に一度に火をつけない

▼風の強いときに花火はしない

▼水バケツを用意する

◎**問** **消防本部予防課**（☎内線2124）

班までお問い合わせください。

◎**問** **学校教育課指導班**（☎内線2613）

想いをかたちに…
故人と語らい、自分を見つめ直す…
お墓は大切な家族の記念碑です。
墓石・記念碑・設計～施工
有限会社 松永石碑店
〒859-5704
長崎県平戸市生月町山田免2331
TEL 0950－53－2816

生月島に開院して12年！
NATURAL TEETH 歯
なちゅらるティース

全診療室に手術用顕微鏡完備
完全予約制 HP：www.nteeth.com
診療時間：9:00～13:00・14:00～18:00
休 診 日：日祝日、その他
長崎県平戸市生月町壱部浦3-1
（生月JAガソリンスタンド近く）
TEL 0950-26-5555

CAR SHOP
Tanaka Motors
田中モータース
新車・中古車販売
車検 点検 鈑金 保険
田中モータース
〒859-5152 長崎県平戸市鏡川町1146-1　TEL 0950-22-2674

相続による名義変更はお済みですか？
登記費用のお見積もりは無料です。
まずはお気軽にお問い合わせください。
☎0950-26-0077
登記手続きならおまかせください！スタッフ一同お待ちしております！
松田信哉司法書士法人 平戸事務所
代表司法書士 松浦寛（登録番号：長崎445号）
平戸市築地町561-1（平戸市役所から徒歩3分）

お知らせ

70歳以上の人の高額療養費の上限額が変わります

8月から、70歳以上の人の高額医療費の上限額が左表のように変わります。

高額療養費とは

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合、上限額を超えて支払った分を払い戻す制度です。

上限額は、個人もしくは世帯の所得で決まっています。

◎問 市民課国保年金班（☎内線2591）

医療費の１カ月あたりの自己負担限度額

適用区分		平成２９年７月まで		平成２９年８月から	
		自己負担限度額		自己負担限度額	
		外来（個人ごと・月額）	外来＋入院（世帯ごと・月額）	外来（個人ごと・月額）	外来＋入院（世帯ごと・月額）
現役並み所得者（３割）		４万4,400円	8万100円＋(医療費－26万7千円)×１％ ※過去12カ月以内に３回以上、上限額に達した場合は、４回目以降は４万４,４００円	５万7,600円	8万100円＋(医療費－26万7千円)×１％ ※過去12カ月以内に３回以上、上限額に達した場合は、４回目以降は４万４,４００円
一般（１割）		１万2千円	4万4,400円	１万４千円（年間上限14万４千円）	５万7,600円 ※過去12カ月以内に３回以上、上限額に達した場合は、４回目以降は４万４,４００円
非課税	住民税区分Ⅱ（１割）	8千円	2万4,600円	8千円	2万4,600円
	住民税区分Ⅰ（１割）		1万5千円		1万5千円

東京・平戸北松会からのお知らせ

第34回東京・平戸北松会総会・懇親会を開催します。

毎年、１５０人程度の首都圏在住者が集まり、故郷の人たちとの親睦を深めています。

ぜひ首都圏在住者の友人・知人へご紹介ください。

○**とき** 10月14日（土）午後1時～

○**ところ** 「デイナイト」大手町店（東京都千代田区大手町２-２-２）

TEL 03-5255-1414

◎問 **亀山弘行（水垂町出身）**（☎090-5750-8909）

屋外広告物の掲示には許可申請が必要です

市では美しい景観を守るため、平成21年７月から景観条例を施行しており、これに伴い長崎県屋外広告物条例の適用範囲が市内全域に拡大されています。

このため、屋外広告物（※①）を表示・設置する場合、またすでに表示・設置しているものについても、市への許可申請が必要となります。一定基準の自家広告物（※②）については、許可申請が不要となる場合があります。

また、許可を得ず屋外広告物を掲示すると違反広告物となり罰則などがあります。

①屋外広告物 看板・立看板・張り紙や広告塔・広告板など、野外で常時または一定の期間継続して公衆に表示をする広告物などです。

②自家広告物 自己の氏名、店名、商標、営業内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所などに表示する広告物です。

◎問 **都市計画課ふるさと景観班**（☎内線2282）

電気を安全に使用するために

8月は「電気使用安全月間」です。

家電製品を買ったときは、使う前に取扱説明書を読んで安全な使い方を確認しましょう。

また火災や漏電防止のために左記のことに注意しましょう。

①プラグにほこりがたまってないか

②タコ足配線を利用し流せる電気の量を超えて一度にたくさんの電化製品を使用してないか

③コードが下敷きになっていたり、束ねたままでないか

④アースを取り付けているか

◎問 **九州電力㈱平戸営業所**（☎0120-986-401）

普段の生活に欠かせない情報を「お知らせ」

暮らしに役立つ情報がここにも

市税の納期限【８月31日（木）】

■市県民税	第2期
■国民健康保険税	第3期
■介護保険料	第3期
■後期高齢者医療保険料	第2期

※口座振替日　８月28日（月）
この日に振替ができなかった場合は、原則として翌月12日に再振替します。

問 税務課総務徴収班　☎内線2546

延長窓口

本庁市民課では、平日の開庁時間に来庁できない人のために、時間外に証明書などを発行するサービスを実施しています。サービスを利用される場合は、必ず当日の午後５時までにご連絡ください。

■8月の延長窓口実施日
１日（火）、３日（木）、８日（火）、10日（木）、15日（火）、17日（木）、22日（火）、24日（木）、29日（火）、31日（木）

■延長時間　午後５時15分～午後７時
■開設場所　本庁市民課
■受付内容　転入・転出・転居届
■交付できる証明書
◎住民票の写し　◎戸籍謄（抄）本
◎戸籍附票の写し　◎印鑑登録および印鑑証明書

※各支所・出張所では実施していません。
※証明の種類によっては、委任状が必要になる場合があります。また、印鑑登録は即日登録できない場合がありますので、事前にご確認ください。

問 市民課戸籍住民班　☎内線2523

各種相談

市役所では、市民の皆さんが普段の生活の中で抱えている悩みや困りごと、また、お仕事で就職や創業などを考えている人たちなどに対し、各種専門の相談員に相談できる窓口を用意しています。

■年金相談（完全予約制）

○8月1日（火）　10：00～15：00
市役所本庁3階会議室
○8月15日（火）　10：00～15：00
市役所本庁3階会議室
○8月29日（火）　10：30～15：00
舘浦出張所

年金相談予約　☎0956-34-1189
佐世保年金事務所お客様相談室受付時間（平日）８：30～17：00（相談日の前日までにご予約ください）

問 市民課国保年金班　☎内線2592

■消費生活巡回相談

○8月9日（水）13：00～15：00
南部地区（多目的センター青少年室）
○8月16日（水）13：00～15：00
生月地区（舘浦出張所）
○8月23日（水）13：00～15：00
田平地区（田平支所1階会議室3）

問 市民課内市民総合相談室　☎内線2530

■ハローワークin平戸市

○8月4日（金）10：00～16：00
商工会議所2階会議室
○8月18日（金）10：00～16：00
商工会議所2階会議室

問 商工物産課商工新産業班　☎内線2214

■個別創業相談会

○8月9日（水）10：00～16：00
平戸市役所商工物産課内
○8月23日（水）10：00～16：00
平戸市役所商工物産課内

問 商工物産課商工新産業班　☎内線2214

■よろず相談会

（事業者の経営上の課題解決支援のための相談会です）
○8月1日（火）9：30～17：00
田平町民センター（研修室2）

問 商工物産課商工新産業班　☎内線2214

■若者応援相談会in平戸

○8月16日（水）13：00～14：30
市役所本庁3階C会議室

問 商工物産課商工新産業班　☎内線2214